

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

平成 2 3 年 1 月
平成29年 5 月30日一部改正
令和 5 年 6 月14日一部改正
埼 玉 県 公 安 委 員 会

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が不可欠であり、また、「公正で透明な開かれた県政の推進」のためには、県政を信託した県民に対して、その諸活動の状況を説明することが不可欠である。この審査基準は、こうした観点から、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき埼玉県公安委員会が行う公文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人に関する情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求の対象となった公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に添って、個別具体的に判断しなければならない。

また、この審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本事項

1 開示・不開示の基本的な考え方

条例は、県政を信託した県民に対して、その諸活動の状況を説明する責務が全うされるようにすることを目的としていることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で個人、法人等の権利利益や、治安の確保、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量することが必要である。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第10条（第1号の2及び第7号は除く。）の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができるとされている（条例第12条）。

2 不開示情報の取扱い

条例は、第10条で、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとする基本的な考え方に立っており、第12条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記

録されているときの不開示情報の取扱い、部分開示（条例第11条）の問題である。

3 不開示情報の類型

条例第10条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第10条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第10条各号の「公にすること」

条例第10条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態、つまり資格や条件の制限がなく文字どおり何人でも知ることが可能なことを意味する。

したがって、条例第10条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第2 不開示情報

1 条例第10条第1号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

(1) 特定の個人を識別することができる情報

ア 「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。また、不開示情報該当性

の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第10条第2号の規定により判断されることとなる。

イ 「特定の個人を識別することができる」情報とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから構成されており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、条例第11条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等部分以外の部分は本号の規定により不開示とすべき情報に含まれないものとみなして、条例第11条第1項（部分開示）の規定を適用することとなる（詳細は「第3 部分開示についての基準」を参照のこと。）。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

ウ 「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」ことから、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として本号の規定による不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をしなければ入手し得ない情報については、一般的には「他の情報」には含まれない。

なお、当該個人に関する情報の性質、内容等によっては、照合の対象となる「他の情報」の範囲について、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含めて考えることが必要な場合もある。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

エ 厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

オ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当すると考えられる。

- (2) 「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）

ア 「法令若しくは他の条例により」

「法令若しくは他の条例」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例に留まる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示決定等の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

エ 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

- (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、地方公共団体の機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人に関する情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生し

ている場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第12条）により図られる。

- (4) 「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

ア 「当該個人が公務員等（中略）である場合において」

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、県、国及び他の地方公共団体の職員のほか、知事、副知事、県議会議員、国務大臣、国会議員、裁判官、市長、副市長等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

イ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務に遂行に係る情報」とは、公務員等が、県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人（以下1(4)エにおいて「行政機関等」という。）の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

ウ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

エ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の氏名が、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報については、本号ハとともに、イが重疊的に適用され、個人に関する情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、行政機関等により氏名を公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

(5) 本人からの開示請求

本人から、当該本人に関する情報の開示請求があつた場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、本号イからハ又は公益上の理由による裁量的開示（条例第12条）に該当しない限り、不開示とする。

【運用の基準・具体例】

(1) 警察職員の氏名の取扱い

埼玉県警察本部における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。埼玉県警察本部長が保有する公文書に記載されている警察庁及び他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁及び他の都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は当該職員の家族に危害が加えられるおそれがあるなど、条例第10条第3号に該当する場合は、不開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人に関する情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人に関する情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人に関する情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者（被告人）の個人に関する情報を開示する。

(ア) 警察白書等警察が発行する公刊行物等において被疑者（被告人）の氏名等を記載してい

る場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ 被害者の個人に関する情報については、広報・報道がされている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人に関する情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲で例外的に開示する。

(ア) 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 前記第2の運用の基準・具体例(2)のア及び(2)のイのただし書における個人に関する情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

1の2 条例第10条第1号の2（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）に基づき不開示とする情報の基準

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第109条第4項に規定する削除情報が該当する。

2 条例第10条第2号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び第6号において「法人等」という。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は本号の対象からは除かれており、その事務又は事業に係る情報は、条例第10条第5号等の規定に基づき判断する。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

- (3) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」

ア 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

イ 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

本号ただし書は、第1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

3 条例第10条第3号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 犯罪の「予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

犯罪の「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終結判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定された刑又は処分を具体的を実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより、保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、条例第10条第5号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

(2) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

【運用の基準・具体例】

(1) 本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより、当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は、犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより、当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は、犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、前記3(1)イのとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼ

すおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号に該当し、不開示とする。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかとなり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより、警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

4 条例第10条第4号（審議、検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

(1) 「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間」

県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味する。

「県の機関」及び「他の地方公共団体の機関」とは、全ての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の補助機関を含む。「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所、会計検査院及びこれらに属する機関を含む。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討等、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見

の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、条例第10条第3号等他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人内部における政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

(4) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、4(4)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

(6) 「不当に」

前記4(3)、4(4)及び4(5)のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのもの

に影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

5 条例第10条第5号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

(1) 本号の趣旨

県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

(2) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

ア 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務

又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (3) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（イ）

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

前記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らない

までも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

- (4) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 (ロ)

ア 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

- イ 「県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が一方の当事者となる前記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

- (5) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (ハ)

県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く社会、国民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

- (6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (ニ)

県、国、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (7) 「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（ホ）

県、国、他の地方公共団体が経営する企業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第3号の「国有林野事業を行う国の経営する企業」及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第2号の法人等とは当然異なり、県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

6 条例第10条第6号（任意提供情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

- (1) 本号の趣旨

個人又は法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特別の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、又は公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものも含まれている。個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に任意に提供した情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するため、不開示とする。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、第5号等の規定により判断することとなる。

- (2) 「実施機関の要請を受けて個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報」

実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、個人又は法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた情報が含まれる場合もあり得る。

ア 「実施機関の要請」

法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

イ 「公にしないとの条件」

情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。なお、「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、個人又は法人等の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、口頭及び黙示的なものが排除される趣旨ではないが、証拠能力に欠けることに留意する。

(3) 「個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの」

当該個人又は法人等の個別具体的な事情ではなく、当該個人及び法人等が属する業界等における通常の取扱いを意味し、当該個人又は法人等において公にしていなくてもいい。

公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には該当しない。

7 条例第10条第7号（法令秘等情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の解釈】

(1) 本号の趣旨

法令若しくは他の条例の規定により公にすることができない情報又は国の機関からの指示により公にすることができない情報について、開示しないとしたものである。

(2) 「法令若しくは他の条例の規定により」

公にすることができないことが法令又は条例に明文をもって規定されているか、少なくともその旨が法令又は条例の当然解釈として是認できるものをいい、「法令」には、法律、政令、省令その他国の定めた命令が含まれる。

具体的には、次のようなものが該当する。

ア 明文の規定で公開が禁止されている情報

イ 他目的使用が禁止されている情報

ウ 調停等の手続きで公開が禁止されている情報

エ 個別法により守秘義務が課されている情報

オ その他趣旨、目的から見て明らかに公開することができないと認められる情報

(3) 「各大臣その他国の機関からの指示」

法定受託事務に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示のほか、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与であって、当該指示が法律又はこれに基づく政令に根拠を有するもの（地方自治法第245条の2）をいう。

第3 部分開示（条例第11条）についての基準

【条例の解釈】

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（条例第11条第1項）

(1) 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、個々の情報ごとに、条例第10条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第10条では公文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるとき」

ア 当該公文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に記録されているが、そのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えな

いは、場合、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

ウ 「開示請求の趣旨が損なわれない程度」

不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても無意味なものとならない場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合は「開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して取り除くことができるとき」には当たらない。

この判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて開示請求の趣旨が損なわれるか否かを判断する。

(3) 「当該部分以外の部分を開示しなければならない」

公文書の中に開示情報の部分と不開示情報の部分がある場合、原則として、実施機関は不開示情報を除外して開示すべきものであるという趣旨である。

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（条例第11条第2項）

(1) 「開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第10条第1号（個人に関する情報）に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う趣旨である。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、条例第11条第1項の規定により開示することになる。

「（特定の個人を識別することができるものに限る。）」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第10条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる

記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

特定の個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる要素を除去しても開示することが不適當であると認められるものは、不開示とする。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第10条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが必要となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる要素は、条例第10条第1号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第4 公益上の理由による裁量的開示（条例第12条）についての基準

【条例の解釈】

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

条例第10条第1号から第6号までに規定されている不開示情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当然保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

条例第10条第1号ロ、第2号ただし書等の規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、条例第10条（第1号の2を除く。）の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとする趣旨である。

本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

2 第三者に関する情報が記録されている公文書を本条の規定により開示しようとするときは、条

例第17条第2項第2号に該当することから、条例第17条第2項本文の規定により、実施機関は、当該第三者に対し、原則として、意見書を提出する機会を与えなければならないことに注意する。

第5 公文書の存否に関する情報（条例第13条）についての基準

【条例の解釈】

1 本条の趣旨

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（条例第14条参照）。したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

米国の情報自由法（FOIA）の実務において、グローマー拒否（Glomar denials）と呼ばれるものである。

2 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第10条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第1号）
- (2) 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- (3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第3号）
- (5) 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第3号）
- (6) 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決

定の検討状況の情報（第4号）

(7) 特定の分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第5号）

3 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」

公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在していない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第6 訴訟に関する書類

1 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第43号）第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、条例第39条の規定により、「訴訟に関する書類及び押収物については、」条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

2 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得る

ため、条例の適用除外となる。

3 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。

4 条例が適用される公文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、条例が適用される公文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとみなされることから、条例の適用対象となる。